

新栄居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人生寿会が開設する新栄指定居宅介護支援事業所（以下「新栄居宅介護支援事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者からの意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅介護サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 新栄居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 名古屋市中区新栄三丁目7番12号1階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤職員）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
*時間外は当番者の待機電話に転送される。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規程する事業所内 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規程する事業所内 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回を原則とする
但し、利用者の希望があったとき、出来る限り希望に沿うようにする。 |
| (5) モニタリング | 月1回 |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中区、東区、千種区、昭和区、北区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年1回 |
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年	4 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 2 年	1 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 2 年	9 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 4 年	6 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 5 年	5 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 5 年	7 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 5 年	9 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 5 年	1 1 月	1 日に改定する。
この規程は、令和 6 年	4 月	1 日に改定する。